

事務連絡
令和2年5月19日

新潟市建設工事参加業者各位

都市政策部 技術管理課長
財務部 契約課長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について、5月15日付け事務連絡により通知がありましたので、本市においても引き続き適切に対応致します。

なお、詳細については別紙をご確認ください。

問合せ先：都市政策部 技術管理課 025 - 226 - 3081

財務部 契約課 025 - 226 - 2217

事務連絡
令和2年5月15日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について

このたび、令和2年5月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」という。）が変更されたところですが、施工中の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け国土入企第6号）（以下「4月8日付け通知」という。）の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう受注者に対して周知を図るなど、適切なご対応を宜しくお願いします。

対象地域における工事等については、引き続き、受注者からの申出に応じて協議を行い、工期の見直しや請負代金額の変更、一時中止等の措置を適切に行っていただくとともに、対象地域外における工事等については、4月8日付け通知「1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

また、国土交通省直轄事業において、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における工事及び業務の対応について、別紙1のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、令和2年5月4日の緊急事態宣言の延長に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、以下「対処方針」という。）において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされたところです。

建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日国土建第7号）等により周知を行ってきましたが、今般、対処方針の改訂を踏まえ、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を拡充させた他、オフィス等における対策や通勤時の対策、感染者が発生した場合の対応等を盛り込んだ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」にとりまとめ、別紙2のとおり建設業者団体宛てに送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡
令和2年5月14日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月14日に緊急事態宣言が一部の地域において解除された。緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国

北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2)に取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が解除された地域は、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、当該地域における工事等の対応について、4月7日通達のI2、I3及びII並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について）（令和2年5月14日付け国土建第18号。別紙3）の別添1）も参考にされたい。